

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題  
(令和6年7月31日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を  
( ) 内に記入してください。

問1 (標準運賃及び標準料金) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、特定の地域(特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金にあつては、特定の地域間。以下この項において同じ。)において、一般貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金がその供給輸送力及び輸送需要量の不均衡又は物価その他の経済事情の変動により著しく高騰し、又は下落するおそれがある場合において、公衆の利便又は一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、当該特定の地域を指定して、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、期間を定めて標準運賃及び標準料金を定めることができる。

( )

問2 (速報) 【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者は、その使用する自動車について、自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触した事故があつたときは、電話、その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

( )

問3 (事業の譲渡し及び譲受け等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の

認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業を営まない法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

( )

#### 問4 (運行管理者)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者又は運行管理補助者を選任しなければならない。また、当該規定により運行管理者又は運行管理補助者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

( )

#### 問5 (有償運送)【道路運送法】

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

( )

#### 問6 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

##### 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

連続運転時間(一回が連続15分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)は、4時間を超えないものとする。

( )

#### 問7 (運送約款)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣にあらかじめ届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

( )

問 8 (事業計画)【貨物自動車運送事業法施行規則】

貨物自動車運送事業法第 4 条第 1 項第 2 号の事業計画には、事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員(「乗務員」という。)の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力を記載する必要はない。

( )

問 9 (過労運転の防止)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務をさせてはならない。

( )

問 10 (定期点検整備)【道路運送車両法】

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、3ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

( )

問 11 (運賃及び料金の届出)【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後 30 日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。

( )

問 12 (点呼等)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあってはその通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。なお、運行管理者(補助者)の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼等を行うこともできる。

( )

問 1 3 (運行記録計による記録)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

( )

問 1 4 (欠格事由)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日前六十日以内にその法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。

( )

問 1 5 (届出)【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、代表権を有する役員又は社員を変更する場合にはあらかじめ、代表権を有しない役員又は社員に変更があった場合には前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければならない。

( )

問 1 6 (危険有害業務の就業制限)【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性(以下「妊産婦」という。)を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

( )

問 1 7 (車両等の使用者の義務)【道路交通法】

車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するにあたって車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

( )

問 1 8 (報告書の提出)【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）は、その使用する自動車について省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

( )

問 1 9 (公衆の閲覧に供することを要しない場合)【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法十一条の規定により、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、一般貨物自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載により公衆の閲覧に供しなければならないが、一般貨物自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していたとしても、一般貨物自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合は、対象から除かれる。

( )

問 2 0 (運行管理者等の選任)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一の営業所において複数の運行管理者を選任する一般貨物自動車運送事業者は、それらの業務を統括する安全統括管理者を選任しなければならない。

( )

問 2 1 (時間外、休日及び深夜の割増賃金)【労働基準法】

使用者が、労働基準法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

( )

問 2 2 (目的等)【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

この基準は、自動車運転者(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号。)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)であって、四輪以上の自動車の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。)に主として従事する者をいう。以下同じ。)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、事業者の健全な発達を図ることを目的とする。労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。

( )

問 2 3 (駐車を禁止する場所)【道路交通法】

車両は、駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

( )

問 2 4 (事業者等の責務)【労働安全衛生法】

事業者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

( )

問 2 5 (書面の交付等)【下請代金支払遅延等防止法】

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき 正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

( )

II. 次の問 2 6 から問 2 8 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 6 (許可の基準)【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は貨物自動車運送事業法第三条の一般貨物自動車運送事業の許可をするにあたり、その許可基準として定められていない事項を、次の①から③より 1 つ選び、( ) 内にその番号を記入しなさい。

- ① 事業用自動車の数、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を継続して遂行するために適切な計画を有するものであること。
- ② その事業の計画において適正な利益が確保され、事業用自動車の使用に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため適切なものであること。
- ③ その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。

( )

問 2 7 (運行管理者の業務)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

運行管理者が行わなければならない業務として国土交通省令で定められているものとして、次のア～カのうち正しいものを3つ選び、( )内に記入してください。

- ア. 定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
- イ. 事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を適切に管理すること。
- ウ. 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- エ. 事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておくこと。
- オ. 運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
- カ. 定期点検整備の実施計画を定めること。

( ) ( ) ( )

問 2 8 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通省令に定めるものを除き、国土交通大臣の認可を受けなければならないことになっております。次のア～カの中で認可事項に該当しないものをすべて選び記入してください。(完答)

- ア. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- イ. 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 休憩睡眠施設の位置及び収容能力の変更
- オ. 事業の譲渡し及び譲受け
- カ. 事業の休止及び廃止

( )



一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題  
(令和6年7月31日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を  
( ) 内に記入してください。

問1 (標準運賃及び標準料金) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、特定の地域(特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金にあつては、特定の地域間。以下この項において同じ。)において、一般貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金がその供給輸送力及び輸送需要量の不均衡又は物価その他の経済事情の変動により著しく高騰し、又は下落するおそれがある場合において、公衆の利便又は一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、当該特定の地域を指定して、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、期間を定めて標準運賃及び標準料金を定めることができる。

(第63条) ( ○ )

問2 (速報) 【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者は、その使用する自動車について、自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触した事故があつたときは、電話、その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

(第4条) ( × )

問3 (事業の譲渡し及び譲受け等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の

認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業を営まない法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

(第30条第2項) ( × )

問4 (運行管理者) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者又は運行管理補助者を選任しなければならない。また、当該規定により運行管理者又は運行管理補助者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第18条第1, 3項

正「又は運行管理補助者」の一文は不要

( × )

問5 (有償運送) 【道路運送法】

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

(第78条第1号及び第3号) ( ○ )

問6 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

連続運転時間(一回が連続15分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)は、4時間を超えないものとする。

第4条第1項第7号 誤：15分

正：10分

( × )

問7 (運送約款) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣にあらかじめ届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第10条第1項

誤：あらかじめ届けなければならない。

正：認可を受けなければならない。

( × )

問 8 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

貨物自動車運送事業法第 4 条第 1 項第 2 号の事業計画には、事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力を記載する必要はない。

(第 2 条第 1 項第 5 号) 記載しなければならない。

( × )

問 9 (過労運転の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務をさせてはならない。

第 3 条第 1、6 項

( ○ )

問 1 0 (定期点検整備) 【道路運送車両法】

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、3 ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(第 4 8 条第 1 項第 1 号) ( ○ )

問 1 1 (運賃及び料金の届出) 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後 3 0 日以内に、運賃料金設定 (変更) 届出書を提出しなければならない。

(第 2 条の 2) ( ○ )

問 1 2 (点呼等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあってはその通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。なお、運行管理者 (補助者) の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼等を行うこともできる。

(安全規則第 7 条第 1 項、第 2 項) ( × )

問13 (運行記録計による記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

(第9条) (○)

問14 (欠格事由) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日前六十日以内にその法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。

(第5条2号) (○)

問15 (届出) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、代表権を有する役員又は社員を変更する場合にはあらかじめ、代表権を有しない役員又は社員に変更があった場合には前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければならない。(第44条)

誤：代表権を有する役員又は社員を変更する場合にはあらかじめ、 (×)

問16 (危険有害業務の就業制限) 【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性(以下「妊産婦」という。)を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

(労働基準法第64条の3) (○)

問17 (車両等の使用者の義務) 【道路交通法】

車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するにあたって車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

第74条第2項 ( O )

問18 (報告書の提出) 【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）は、その使用する自動車について省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(第3条第1項) ( O )

問19 (公衆の閲覧に供することを要しない場合) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法十一条の規定により、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、一般貨物自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載により公衆の閲覧に供しなければならないが、一般貨物自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していたとしても、一般貨物自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合は、対象から除かれる。

(第13条の2) ( O )

問20 (運行管理者等の選任) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一の営業所において複数の運行管理者を選任する一般貨物自動車運送事業者は、それらの業務を統括する安全統括管理者を選任しなければならない。

(第18条第2項) 誤：安全統括管理者 正：統括運行管理者 ( X )

問 2 1 (時間外、休日及び深夜の割増賃金) 【労働基準法】

使用者が、労働基準法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(第37条)

(○)

問 2 2 (目的等) 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

この基準は、自動車運転者(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号。)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)であって、四輪以上の自動車の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。)に主として従事する者をいう。以下同じ。)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、事業者の健全な発達を図ることを目的とする。労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。

第1条 誤：事業者の健全な発達

正：自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上

(×)

問 2 3 (駐車を禁止する場所) 【道路交通法】

車両は、駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

第45条第2項

(○)

問 2 4 (事業者等の責務) 【労働安全衛生法】

事業者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

第 4 条 誤：事業者は、・・・

正：労働者は、・・・

( × )

問 2 5 (書面の交付等) 【下請代金支払遅延等防止法】

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき 正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

第 3 条

( ○ )

II. 次の問 2 6 から問 2 8 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 6 (許可の基準) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は貨物自動車運送事業法第三条の一般貨物自動車運送事業の許可をするにあたり、その許可基準として定められていない事項を、次の①から③より 1 つ選び、( ) 内にその番号を記入しなさい。

- ① 事業用自動車の数、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を継続して遂行するために適切な計画を有するものであること。
- ② その事業の計画において適正な利益が確保され、事業用自動車の使用に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため適切なものであること。
- ③ その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。

第 6 条

( ② )

問27 (運行管理者の業務) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

運行管理者が行わなければならない業務として国土交通省令で定められているものとして、次のア～カのうち正しいものを3つ選び、( )内に記入してください。

- ア. 定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
- イ. 事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を適切に管理すること。
- ウ. 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- エ. 事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておくこと。
- オ. 運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
- カ. 定期点検整備の実施計画を定めること。

(第20条第1項) ア. ○ イ. 休憩又は睡眠のために利用することができる施設 ウ. ○ エ. 貨物自動車運送事業者が行う オ. ○ カ. 貨物自動車運送事業者が行う

(ア)(ウ)(オ)

問28 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通省令に定めるものを除き、国土交通大臣の認可を受けなければならないことになっております。次のア～カの中で認可事項に該当しないものをすべて選び記入してください。(完答)

- ア. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- イ. 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 休憩睡眠施設の位置及び収容能力の変更
- オ. 事業の譲渡し及び譲受け
- カ. 事業の休止及び廃止

(アイカ)



令和6年7月31日に行いました貨物自動車運送事業法令試験の合格者は以下のとおりです。

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位：人

	R6.7.31	
受験者数	9	
合格者数	5	